厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分 担 研 究 報 告 書

技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究

― 更生相談所アンケート調査と難病患者事例に基づく借受けの活用に向けた検討―

研究分担者　氏名：藤原 清香　　東京大学医学部附属病院リハビリテーション部 准教授

研究要旨　本研究は、補装具費支給制度における借受けの認知・活用状況、借受けが望ましい補装具の傾向、制度活用を阻害する要因、ならびに改善可能な運用条件を明らかにすることを目的とした。全国の更生相談所 77 施設を対象に Web アンケート調査を実施し、64 施設から回答を得た（回答率 83%）。借受け制度を認知している施設は 50 施設（78.1%）、手続を一定程度理解している施設は 58 施設（90.6%）であった一方、借受けが望ましいと考えられる事例を経験した施設は 40 施設（62.5%）に達した。しかし、実際に借受けを実施した経験のある施設は 5 施設（7.8%）にとどまり、認知および必要性の認識と実運用との間に大きな乖離が認められた。

借受けが実施されない要因としては、「メーカーや事業者が対応していない」が最多であり、「事務的な手続きが未整備である」「借受けが妥当かどうか判断できなかった」が続いた。また、借受けの制度対象に追加した方がよい補装具として、車椅子および電動車椅子が多く挙げられた。これらは高額であり、身体状況、生活環境、使用目的に応じた適合確認を要することから、購入前の試用と評価を通じた仕様確定の必要性が高い補装具であると考えられた。

難病患者の事例では、申請から納品までの期間に借受け相当の運用を行うことで、通勤、通院、買い物、家族生活、研究活動等が維持され、生活場面での試用記録と専門職による評価が、車椅子・電動車椅子の仕様確定および支給判断に有用である可能性が示された。特に、40 歳未満の若年障害者や、40～64 歳で特定疾病に該当しない障害者では、介護保険制度における福祉用具貸与を利用しにくく、購入支給に偏りやすいことから、補装具費支給制度内で購入前の短期的な試用・評価・仕様確定を目的とした「評価付き借受け」を整備する意義があると考えられた。

以上より、借受けの課題は、制度の周知不足だけではなく、現行の枠組みのもとで支給適応の評価・判断や、適切な借受け価格（基準額）の設定がされていない運用に起因すると考えられた。今後、借受けを促進するためには、さらに具体的な運用を指針で定め、事業者が採算をとれるような価格設定や破損時の補償を制度上確約することが求められる。

A．研究目的

補装具費支給制度における借受けは、購入を基本とする原則を維持しつつ、障害者の利便に照らして借受けが適切と考えられる場合に限り認められた制度である。しかし、これが現場でどの程度認知され、どのような条件のもとで活用され、どこに運用上の課題があるかについては、十分に整理されてこなかった。特に、制度の存在が知られていても実際の運用が進まない場合、その背景には周知不足ではなく、現行制度の運用では課題が残存していることが示唆される。

本研究は、全国の更生相談所 77 施設を対象とした Web アンケート調査を主軸として、第一に、借受けの認知・活用状況、借受けが望ましいと考えられている補装具の傾向、制度活用を阻害している要因を明らかにすることを目的とした。第二に、アンケート結果から、現行制度内で整理可能な運用課題と、制度改正の検討を要する課題とを区別し、借受けを行うために必要な条件を整理することを目的とした。第三に、車椅子・電動車椅子について、借受け対象への追加希望が比較的多く認められた結果を踏まえ、これらの種目において借受けの必要性がどのような場面で認識されているかを検討し、対象拡大の要否そのものではなく、適切な判断を可能にする条件整

備の観点から政策的示唆を得ることを目的とした。

B．研究方法

本研究は、(1) 全国更生相談所を対象としたアンケート調査と、(2) 難病患者の車椅子・電動車椅子借受け相当運用事例の後方視的検討を行った。

(1) 全国更生相談所を対象としたアンケート調査

アンケート調査では、対象を全国の更生相談所77施設とし、オンライン調査票を用いたWebアンケートを2025年2月から3月に実施した。64施設から回答を得て、回答率は 83%であった。調査項目は、借受けの想定対象の認知、手続きの理解、借受けの適用が望ましい事例の経験、実際の運用経験、実施しなかった理由、対象補装具、申請から判定までの対応可能期間、対象追加についての意見、制度活用に向けた課題等とした。分析は単純集計により認知度と実運用の差、望ましい対象補装具の分布、制度活用を妨げる要因を整理し、自由記述を精査して事業者側の課題、更生相談所・自治体の課題、制度設計上の課題に分けて解釈した。

(2) 難病患者の車椅子・電動車椅子の借受け相当運用事例

事例検討では、令和6年度分担研究報告書において「難病患者に対する借受けを想定したレディメイド車椅子及び電動車椅子の運用事例」として報告した、進行性神経筋疾患を有する40歳代男性1例を対象とした。対象者は障害者手帳4級および難病認定を受け、徒歩および公共交通機関による通勤を継続していたが、歩行速度低下、疲労感増悪、通勤時間延長により、移動手段の再検討が必要な状況にあった。2024年12月から2025年3月までをQ50R借受けを実施したと想定する期間とし、東京都判定(2025年1月22日)、支給決定通知(2025年1月30日)、納品(2025年3月7日)からその後までの経過を確認した。評価項目として、移動手段確保の有無、通勤継続と収入維持、通院継続、買い物・家族生活・育児参加等の日常生活活動、研究活動・学位取得・学会参加等の社会参加、本人にとっての利便性とQOLへの影響、不適合・不使用の回避に寄与した情報、行政が支給判断に用いうる記録内容、および、長期的な補装具再作製・再調整や関連サービス利用増加の抑制に関わる情報を設定した。

(倫理面への配慮)

全国更生相談所を対象としたアンケート調査は、回答者個人および施設が特定されない形で集計・分析を行い、回答協力は任意とした。事例検討は、令和6年度分担研究報告書として既に報告された情報を後方視的に整理したものであり、対象者本人による同意と協力のもと、記録および同意済みの内容に基づいて記述した。本研究は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針等の関連指針の趣旨を踏まえ、対象者の人権擁護および個人情報保護に配慮して実施した。

C．研究結果

1．更生相談所における認知・実施状況

全国更生相談所を対象としたアンケート調査から、借受けの想定する対象については50施設(78.1%)が「知っている」と回答し、手続きの手順については58施設(90.6%)が少なくとも一定程度理解していると回答した。一方、借受けの適用が望ましいケースを経験した施設は40施設(62.5%)であったのに対し、実際に借受けの適用を実施したことがある施設は5施設(7.8%)にとどまった。これにより、更生相談所では制度の存在および必要性の認識は進んでいるものの、実務運用には大きな障壁が存在することが示された。認知・活用状況の概要を**表1**に示す。

2．借受けが望ましい補装具の傾向

借受けが望ましいとされた補装具では、重度障害者用意思伝達装置が34件で最も多く、上肢装具12件、電子制御膝継手7件、筋電義手の完成用部品(電動ハンド等)3件が続いた。これらはいずれも、試用や身体適合、機能調整、操作習得の過程が重要であり、購入前に一定期間使用しながら適応を見極める意義が大きい補装具と考えられた。

自由記述では、活用が期待される場面として、進行性の難病患者等、特に筋萎縮性側索硬化症(ALS)など身体状況の変化が速い症例が挙げられていた。

表 1．借受けの認知・実施状況（回答 64 施設）

項　目	施設数	割　合
回答施設（対象 77 施設）	64	83.1%
借受けの想定対象を「知っている」	50	78.1%
手続きを一定程度理解している	58	90.6%
借受けが望ましいと考えられる事例の経験あり	40	62.5%
実際に借受けの適用を実施した経験あり	5	7.8%

また、児童用補装具については、成長に伴い短期間で交換が必要となる訓練用歩行器、起立保持具、姿勢保持装置等で借受けが適しているとの意見がみられた。さらに、車椅子・電動車椅子についても、試用期間や短期間利用の必要性、価格が高額であるという観点から借受け対象への拡大を求める意見が多かった。

３．借受けが制度活用されなかった要因

借受けを実施しなかった理由としては、「メーカーや事業者が対応していない」が最も多く挙げられたほか、「事務的な手続きが未整備である」「手続きが負担である」「借受けが妥当かどうか判断できない」などが認められた。要因別に分類すると、借受けの制度活用を阻害する要因は、事業者側の課題、更生相談所等行政側の課題、制度設計上の課題の３群に大別できる。

事業者側の課題としては、借受け価格が低く採算性の確保が困難であること、適合技術料や送料、保守管理等の費用が十分反映されていないこと、破損時の対応や責任の所在が不明確であること、デモ機の無償提供の従来運用からの転換に時間がかかることが示された。更生相談所・自治体側の課題としては、事務手続きの煩雑さ、借受け妥当性判断の難しさ、担当者の知識・経験不足、制度周知の不足が挙げられた。制度設計上の課題としては、車椅子・電動車椅子が対象外であること、故障・破損時の補償システムが十分でないことが指摘された。

表２．借受け活用を阻害する要因と改善可能な運用条件

区分	主な阻害要因	改善可能な運用条件
事業者側	・借受け価格が低く採算性確保が困難 ・適合技術料・送料・保守管理費が十分反映されていない ・破損時の対応・責任の所在が不明確 ・デモ機等の無償提供を前提とした従来運用	・採算を担保しうる価格設定 ・適合技術料・送料・保守管理費の明示 ・破損・紛失時の責任範囲と対応ルールの明確化 ・在庫・貸出機管理主体の明確化
更生相談所等行政側	・事務手続きの煩雑さ ・借受け妥当性判断の難しさ ・担当者の知識・経験不足 ・制度周知の不足	・申請・審査プロセスの簡素化と標準化 ・判定基準・必要書類の明確化 ・借受け中の評価記録様式の整備 ・対応可能期間（2～4 週間目安）の標準化
制度設計上の課題	・車椅子・電動車椅子等が借受け対象外 ・故障・破損時補償システムの不足 ・若年障害者等における購入前試用・暫定利用の仕組みの不足	・対象拡大の前提となる評価期間・評価項目・専門職関与・記録様式の整備 ・借受け期間中の修理 ・処方変更時の費用算定の明確化 ・医療から生活への移行支援としての位置づけ

これらの阻害要因と改善可能な運用条件について検討、整理し**表２**に示す。

４．申請から判定までの対応可能期間

借受けの申請から判定までの対応可能期間については、「わからない」が25施設（39.1%）で最多であった。一方、「4週間以内」が17施設（26.6%）、「2週間以内」が13施設（20.3%）、「3週間以内」が6施設（9.4%）であり、制度が実施可能であれば2～4週

間程度での対応を想定する施設が存在した。

５．車椅子・電動車椅子事例からみた医療から生活への移行支援

本項目では、B．研究方法 (2) 難病患者の車椅子・電動車椅子借受け相当運用事例を踏まえて報告する。

対象者は、役所窓口で電動車椅子申請について相談した際、病状や必要性に対する理解を十分に得られず、自走式車椅子を経ずに電動車椅子を申請することへの懸念が示され、申請手順や必要書類の案内も得られなかった。（2025 年度分担研究報告書.「難病患者に対する車椅子・電動車椅子の借受けを想定した運用事例の振り返りと制度的検討」藤原清香）

自走式車椅子のデモ機を用いた屋外試用では、急坂での強い負荷、下り坂でのブレーキ操作困難、上肢疲労・しびれ・つっぱりの増悪、段差場面での転倒危険などが確認され、自走式車椅子は屋外移動において実用的かつ安全な手段とは言えないと判断された。この情報は、単に「電動車椅子が便利である」という主観的希望ではなく、普通型車椅子では生活実装が困難であることを示す比較評価データとして位置づけることができた。

その後、折りたたみ可能で車載性があり、一定の悪路走行にも対応可能な電動車椅子を選定し、自宅周辺および通勤経路での試用を踏まえた上で、主治医意見書および試用記録を添えて補装具費支給申請が行われた。更生相談所による判定の結果、申請した折りたたみ式電動車椅子の支給が認められ、判定後約1週間で支給決定、約1か月後に納品に至った。生活場面での試用記録と専門職による評価が、行政側の判断を円滑化し、結果として短期間での支給決定につながった可能性が示された。

支給決定までの 2024 年 12 月 18 日から 2025 年 3 月 7 日までの期間、対象者は Q50R を中心とした借受け相当の運用を行うことで、研究機関への通勤、外来リハビリ通院、専門外来受診、近隣での買い物等を継続することができた。本人記録によれば、非常勤雇用先からの手取り収入は月 18〜20 万円であり、当該期間に車椅子が利用できなければ通勤継続が困難となり、収入を喪失していた可能性が高いと記載されていた。月 3〜4 回の整形外科外来リハビリ、月 1 回以上の大学病院専門外来への通院も継続され、車椅子がなければタクシー利用による追加負担が生じた可能性が示されていた。さらに、対象者は大学院学位取得の最終段階にあり、次年度の博士研究員採用が見込まれる時期であったが、借受け相当の利用期間中にも研究遂行やオンサイト会議参加を継続し、海外学会にも参加していた。加えて、近隣の買い物が可能となったことにより、幼い子ども 2 人を抱える家庭における妻の負担軽減にもつながり、家族生活の維持にも一定の効果が認められた。

以上から、医療から生活への移行にあたって障害者が必要とする補装具は、診察室内の身体機能評価のみでは特定できず、通勤・通院・買い物・家族生活・社会参加といった生活場面での試用と評価を経て初めて適切に選定しうることが示された。借受け相当の運用は、医療場面で処方される補装具と、生活場面で実際に必要とされる補装具との間のギャップを埋め、適合・安全性・継続使用可能性を含めた包括的判断を可能にする手段として機能した。

６．民間事業者が参加可能となる運用条件

アンケート調査および事例検討の結果からは、民間事業者が借受けの運用に参加するためには、現行制度では十分にカバーされていない実務上の費用および責任構造を整理する必要があることが示された。具体的には、借受け価格設定の見直し、適合技術料の明示、配送費（送料）の明示、保守管理費の明示、破損・紛失時の責任範囲と費用負担の明確化、在庫保管および貸出機管理の主体の明確化が、事業者参加のために必要な項目である。

補装具費支給事務取扱指針（以下、指針）では、借受け期間中に修理が必要となった場合の算定や、処方変更に伴う費用負担の考え方も示されているが、実際の運用においてはなお整理が不十分な部分が残る。したがって、民間事業者参加を可能とするためには、指針の改正で整理しうる運用課題（評価項目、記録様式、終了時判定、本支給への接続方法）と、適切な借受け価格（基準額）の設定が必要な課題（借受け価格、適合技術料、保守費、責任分担）とを区

別して制度設計を進めることが必要と考えられた。

D．考察

１．国内での乖離・種目別の整理・事業者負担・制度レベルの課題

本研究の結果は、借受けが更生相談所に一定程度認知され、かつ望ましい事例も見られる一方、事業者負担、低い価格設定、煩雑な事務手続き、責任分担の不明確さを背景として、実務運用が不十分であることを示している。この問題は、制度の周知不足だけでは説明できず、現行の枠組みのもとで支給適応の評価・判断や、適切な借受け価格（基準額）の設定がされていない運用に起因すると考えられた。表２に整理したように、これらの条件の多くは、ガイドラインや記録様式の標準化などにより、現行制度内でも一定程度改善可能な運用課題と考えることができる。

借受けは補装具を一定期間貸し出すことそのものではなく、その期間に得られる比較評価データ、生活内使用記録、専門職による適合評価、本人・家族の納得形成、継続使用の見込みに関する情報を、行政の支給判断に繋げることができる。この観点からは、短期の借受けに一定の費用を投じることは、行政負担を単純に増やすものではなく、より適切な機種選定と早期使用定着を通じて、長期的な補装具費および関連サービス費を抑制するための前向きな運用と位置づけうる。

補装具種目別にみると、第一に、重度障害者用意思伝達装置、電子制御膝継手、筋電義手の完成用部品については、操作習得や身体適合、機能調整に時間を要し、購入後の不適合・不使用が利用者の不利益と公費の非効率を同時に生じさせやすいため、借受けによる試用・訓練・適合評価のプロセスを支給判断に組み込む意義が大きい。第二に、車椅子・電動車椅子については、現行制度上は借受け対象外でありながら、介護保険の福祉用具貸与の対象ともならない働き盛り世代の難病患者等にとって、申請から納品までの空白期間における移動手段の確保が制度的課題となっている。事例検討で示されたように、借受け相当の運用は、この空白期間における通勤・通院・家族生活・社会参加の維持に寄与すると同時に、生活場面での試用記録に基づく適合判断を可能にし、結果として支給判断の精度向上にも資する。

ただし、介護保険制度における福祉用具貸与は、補装具費支給制度とは根拠法、所管部署、対象者、財源構造、給付管理の仕組みが異なるため、両制度を単純に比較し、いずれが優れているかを論じることには限界がある。本研究において介護保険制度に言及する意義は、補装具費支給制度の代替制度として位置づけることではなく、車椅子・電動車椅子について、貸与、保守、交換、事業者管理を月額費用の中で運用している既存の制度的枠組みを、補装具費支給制度における借受けの価格設定および運用条件を検討する際の参照枠として整理する点にある。

とりわけ、65 歳以上の者や介護保険第 2 号被保険者のうち特定疾病に該当する者では、福祉用具貸与により車椅子を比較的迅速に利用し、身体状況や生活環境の変化に応じて交換・保守を受ける仕組みが存在する。一方、40 歳未満の若年障害者、または 40～64 歳で特定疾病に該当しない障害者では、介護保険制度における福祉用具貸与を利用できず、必要な移動手段の確保が補装具費支給制度による購入支給に偏りやすい。この場合、生活場面での十分な試用を経ずに購入支給へ進むと、過小仕様、過大仕様、不適合、不使用、再申請、再調整等のリスクが生じうる。

したがって、車椅子・電動車椅子における借受けは、長期的なレンタル制度を補装具費支給制度内に新設することを目的とするものではなく、購入前に生活環境、通勤・通学、通院、家族生活、屋外路面、車載性、操作習得、安全性等を実生活の中で評価し、購入する補装具の仕様を確定するための「評価を実施するための借受け」として位置づけることが考えられる。５年程度の継続利用が見込まれ、仕様が確定している場合には、長期の借受けを継続するよりも購入支給の方が行政コスト面で合理的となる可能性がある。一方で、仕様確定前の短期借受けに一定の費用を認めることは、不適合や不使用を防ぎ、結果として長期的な補装具費および関連サービス費の適正化に資する可能性がある。

この観点から、補装具費支給制度における借受けの価格設定には、単なる物品貸与料だけでなく、適合調整、配送・回収、保守管理、破損・紛失時の対応、在庫・貸出機管理、専門職評価への協力、行政提出用の評価記録作成等の実務コストを含める必要がある。介護保険制度の福祉用具貸与では、これらの一部が月額貸与の運用の中に組み込まれているのに対し、現行の補装具費支給制度における借受けでは、対象種目、費用設定、責任分担が十分に整理されていない。このアンバランスが、民間事業者の参入を困難にし、結果として更生相談所が借受けを望ましいと考える事例を経験していても実運用に至らない一因となっていると考えられる。

民間事業者が借受けの運用に参加するためには、現行価格設定では採算性が十分に確保できないこと、適合技術料・送料・保守管理費が明確に反映されていないこと、破損・紛失時の責任範囲が不明確であること、在庫保管および貸出機管理の主体が不明確であること、評価記録様式が共通化されていないことが障壁となっている。これらは、価格設定の適正化、適合技術料・送料・保守管理費の明示、破損・紛失時責任の整理、在庫・貸出機管理ルールの整備により、改善が期待できる。一方、対象種目の拡大、特に車椅子･電動車椅子の借受け対象化については、制度の改正だけで解決しうる課題ではなく、対象者選定、評価期間、評価項目、専門職の関与方法、購入への接続方法の整備を要する課題と考えられる。

民間事業者の参入を促すためには、単価の見直しだけでなく、適合技術料、配送・回収費、保守管理費、破損・紛失時の責任分担、在庫・貸出機管理に要する費用を、借受けの価格設定に明示的に含める必要がある。これらの条件が整理されなければ、借受けが望ましい事例を更生相談所が認識していても、実際の運用には至らないだろう。

２．海外における補装具・車椅子貸与システムの参考事例

借受けや貸与を組み込んだ補装具提供システムについては､海外でも複数の先行例が報告されている。北欧諸国では、障害者に対する支援機器提供システムが社会サービス制度の中核の一つとして位置づけられており、長期的な障害がある者に対して、車椅子を含む各種補装具を無償で貸与し、必要とされる限り利用を認める仕組みが整備されているとされる。これらのシステムでは、医療・福祉の専門職による評価と個別ニーズに基づく機器選定、貸与中の保守管理および再利用を組み合わせ、社会全体で障害の影響を補償するという理念が明示されている点が特徴である。

デンマークでは、病院サービスの責任として、短期間のみ必要とされる機器を「一時的補装具」として貸し出し、状態が長期的であれば自治体が継続的な補装具を提供するなど、医療から生活への移行過程での「試用・貸与」が制度の一部として組み込まれている。

また､英国では､NHSの車椅子サービスにおいて、従来の「車椅子バウチャー制度」に代わり、個人用車椅子予算（Personal Wheelchair Budgets）が導入されている。この仕組みでは、標準的なNHS車椅子を無償給付する従来型の選択肢に加え、利用者がNHSが負担する標準費用を基にした予算枠を用いて、臨床的必要性を満たす他の機種を選択することも可能とされている。予算には一定期間の維持管理費も含まれ、利用者は追加費用を自己負担することで、より高機能な機種や生活スタイルに合致した仕様を選択しうるが、その際も臨床的適合性と安全性を担保するために専門職による評価と合意が前提とされている。

一方､米国では､連邦レベルのAssistive Technology Actに基づき、各州が支援機器に関する評価・貸出・金融支援プログラムを実施している。多くの州の支援機器プログラムでは、電動車椅子を含む各種支援機器について、短期間の貸出（デバイスローン）や試用機の提供により、購入前の比較評価を行う仕組みが整備されている。 これらのプログラムは、短期貸出を通じて利用者と専門職が機種選定の妥当性を検討し、長期的に見て不適切な購入や不使用を減らすことを目的としており、州によってはリハビリテーション機関との連携や、低利ローン等の金融支援と組み合わせることで、行政負担と利用者負担のバ

ランスを図る取組も報告されている。

これらの海外の取組は、補装具費支給制度の枠組みや国民皆保険制度の違いから、そのまま我が国に適用することは困難であるものの、補装具支給にかかる制度の実運用として参考になると考えられる。第一に、標準的な給付枠組みを維持しつつ、利用者の選好や生活ニーズに応じて高機能機種や別機種を選択可能とする仕組みが、専門職の評価と組み合わされている点である。第二に、貸与・貸出機器の保守管理や再利用、財政負担の分担について、国・自治体・医療保険等の役割分担を明確にしつつ運用している点である。

本研究で示された我が国の借受けをめぐる課題は、制度の周知不足というよりも、評価・補償・判断を支える運用条件や費用構造の不整備にあることが明らかとなったが、上記の海外事例は、こうした条件整備の方向性を検討する際の一つの参照枠となりうる。特に、車椅子・電動車椅子に関しては、短期の試用・貸出と標準化された評価項目を組み合わせた運用により、適切な支給判断と長期的な公費負担のバランスを図ろうとする点で、我が国の補装具費支給制度における借受け検討に通じる部分があると考えられる。

本研究で抽出された課題は、(1) 指針の整備により現行制度の枠組み内で対応しうる運用課題と、(2) 借受け単価、適合技術料、保守費用、責任分担、対象種目の見直し等、制度改正あるいは報酬設計の検討を要する課題に大別される。

前者には、対象者選定、試用期間の目安、評価項目、意見書様式、訓練・試用記録、終了時判定、本支給への接続方法といった、借受けを支給判断につなげるための運用プロセスが含まれていた。

後者には、車椅子・電動車椅子や児童用補装具の取扱い、借受け期間中の修理・調整費用、デモ機・貸出機の保守費、破損・紛失時の責任、民間事業者・メーカーの負担補償といった、採算性と責任構造に関わる制度的論点が含まれていた。

E．結論

全国更生相談所アンケート調査により、借受けは認知度（78.1%）および手続理解（90.6%）の両面で一定程度浸透しているにもかかわらず、望ましい事例の経験（62.5%）に対し、実際に借受けを実施した事例は 7.8%にとどまっていた。つまり、認知した事例のうち、借受けに至ったのは 12.5%にとどまることを示す。主な阻害要因は、事業者側の採算性、適合技術料・送料・保守管理費の不明確さ、破損時の責任の所在の不明確さ、車椅子・電動車椅子が対象種目になった場合の更生相談所・自治体側の事務手続きの煩雑さおよび判断の難しさなどが予想され、現在の借受けの制度設計上の課題と考えられた。難病患者の事例では、車椅子・電動車椅子の借受け相当運用が、申請から納品までの空白期間における通勤・通院・家族生活・社会参加の維持と、生活場面に即した適合評価の実施を可能にすることが示された。

借受けの実装条件としては、(1) 民間事業者参加のための価格設定、適合技術料、送料、保守管理費、破損・紛失時責任、在庫・貸出機管理、評価記録様式の制度的整備、(2) 対応可能期間（2〜4 週間目安など）の標準化、(3) 車椅子・電動車椅子および児童用補装具については、対象拡大の前提となる評価期間・評価項目・専門職関与・記録様式の整備、の三点に整理された。

今後は、借受けを支給拡大の手段としてではなく、適応判断の精度を高め、不使用や不適合を防ぎ、医療から生活への移行を支える運用プロセスとして位置づけ、その実装条件を具体化していく必要がある。これは、短期の借受けと標準化された評価に一定の費用を投じることで、長期的な補装具費および介護・医療等の関連サービス費の増大を抑制しうる可能性があるという点で、行政にとっても合理的な運用選択肢となりうる。

なお、介護保険制度における福祉用具貸与は、補装具費支給制度とは制度目的および所管が異なるため、両制度を単純に比較することは適切ではない。しかし、車椅子・電動車椅子の貸与、保守、交換、事業者管理を制度的に運用している既存の仕組みとして、補装具費支給制度における借受けの価格設定と運用条件を検討する際の参照枠となりうる。

今後、借受けを促進するためには、さらに具体的な運用を指針で定め、事業者が採算をとれるような価格設定や破損時の補償を制度上確約することが必須であり、制度設計を検討する必要がある。

F．健康的危険情報

該当なし。

G．研究発表

１．論文発表

該当なし。

２．学会発表

1) 藤原清香，中村隆，西嶋一智，横井剛，浅見豊子．補装具費支給制度に関する更生相談所へのアンケート調査（3）：借受けの運用状況と課題．第 36 回日本義肢装具学会学術大会，2025.

2) 西嶋一智，中村隆，藤原清香，横井剛，浅見豊子．補装具費支給制度に関する更生相談所へのアンケート調査(2)：医師の意見と更生相談所の判定．第 36 回日本義肢装具学会学術大会，2025.10.

H．知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

１．特許取得

該当なし。

２．実用新案登録

該当なし。

３．その他

該当なし。